

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 9 月 2 日

長野県長野養護学校長 伊 藤 潤

記

1 入札の目的

設計業務の委託契約

2 業務名

長野養護学校すざか分教室給水設備改修工事設計業務

3 業務箇所名

須坂市大字須坂 1150

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という）第 120 条第 1 項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 建築コンサルタント業務の入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による 1 級建築士事務所としての登録を受けていること

イ 管理技術者として 1 級建築士を配置できること。

ウ 北信地区（長野、北信地域振興局管内）又は東信地区（佐久、上田地域振興局管内）に本店を有する者であること。

エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 履行期間

着手日から約 90 日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1 件の契約額が 50 万円以上の業務について、契約金額の 3 割の範囲内で前金払をします。

なお、令和元年 10 月 1 日の前日までに請求を受けた前金払に係わる業務委託料については、当該金額に 110 分の 2 を乗じて得た金額を除く。

(2) 部分払

行わない。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

委託契約書（案）、設計図書及び入札心得を、令和元9月2日（月）から令和元年9月12日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

須坂市大字須坂 1150

長野養護学校すざか分教室 1階職員室

電話 026(245)0421

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元9月13日（金） 午前10時

イ 場所 長野養護学校すざか分教室 1階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類を、令和元年9月10日（火）午後5時までに長野養護学校すざか分教室職員室へ提出し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は入札心得によります。